

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】退職給付債務等の計算に使用する割引率について	……………P1
【コラム】企業年金基金における予算編成（業務経理編）	……………P6

退職給付債務等の計算に使用する割引率について

1. はじめに

退職給付債務と勤務費用（以下、「退職給付債務等」といいます）の計算に使用する割引率の取扱いについては、平成20年7月に会計基準の一部改正が行われています。そこで、今回は割引率の取扱いに関して、会計基準の改正前後の概要を説明することとします。また、ご参考として弊社が退職給付債務等への計算を受託した際に各企業から指示を受けた割引率の分布状況をまとめております。

2. 割引率について

割引率とは、退職給付会計において退職給付債務等の計算で使用する利率のことで、将来発生する退職給付を現在時点の価値（現在価値）に換算するために使われています。その決定方法については、金融庁企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」及び「退職給付に係る会計基準注解」、日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下、「実務指針」といいます）に定められており、以下では、その内容について説明することとします。

①会計基準導入当初の決定方法

割引率は、「退職給付に係る会計基準注解」及び「実務指針」で、以下のように定められていました。

【退職給付に係る会計基準注解】

（注6）安全性の高い長期の債券について

・割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。

【実務指針】

59.（中略）期末時における割引率として用いる長期債券等の利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合には、過去の一定期間の利回りの変動を考慮して補正を行うことができる（以下略）

これらの規定により、割引率は、過去の一定期間として概ね5年以内の債券の利回りの変動を考慮して決定することが実務上行われていました。なお、この場合の「長期」とは、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則としていますが、実務上は従業員の平均残存勤務期間とすることもできるとされ、企業年金を実施している場合は、平均残存勤務期間に平均年金支給期間を加えた期間とすることも可能とされています。

退職給付債務等の計算に使用する割引率について

②重要性基準について

退職給付債務の割引率については、毎期再検討を行い、少なくとも基礎率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、期末時点の適正な割引率に基づく退職給付債務の再計算が必要とされていますが、

前期末で使用した割引率で計算した退職給付債務と当期末で使用する割引率で計算した退職給付債務が10%以上変動しない

と推定される場合、当期末で割引率の見直しを行わない（つまり、前期末の割引率をそのまま使用することも可能とされています（以下、「重要性基準」といいます）。なお、割引率の見直しを必要としない範囲については、「実務指針」【資料3】で期首割引率と平均残存勤務期間の組み合わせによる一覧表が公表されており、この表を用いて割引率見直しの要否に係る判断を行うことも可能となっています。

③会計基準改正後の決定方法

今般、国際会計基準と国内の会計基準のコンバージェンス（収斂）に向けた取組みの第一段階として、企業会計基準委員会（ASBJ）が平成20年7月に公表した企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」で、割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、「**期末（＝貸借対照表日）における長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう**」として、従前の「退職給付に係る会計基準注解」（注6）の「なお書き」が削除されたものに改正（*）されました。この基準は平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとされています。

（*）「重要性基準」は変更されていないため、上記②を適用することにより、割引率を見直さない取扱いも継続してできることになりました。

この基準により、割引率は貸借対照表日時点における債券の利回りを基準に決定されることになりましたが、貸借対照表日を過ぎなければ債券の利回りを確定することはできません。また、退職給付債務等の計算にはデータの確定から計算結果の報告まで時間を要するため、債券の利回りの確定を待って退職給付債務等の計算を受託機関等に依頼したのでは、財務諸表の作成期限に間に合わないおそれがあります。このため、従来より実務上、退職給付債務等の計算にあたっては、貸借対照表日前のデータを使用して計算することが認められ、割引率についても、「**異なる複数の割引率**」で退職給付債務等を計算し、その結果を合理的な方法によって補正することにより貸借対照表日時点の割引率に応じた退職給付債務等とする方法が認められています。

○合理的な補正方法の例

- ・ 合理的な補正方法として、以下の2つの方法が「退職給付会計に係る実務基準」（日本アクチュアリー会・日本年金数理人会）で例示されています。

【前提条件】

- ・ i ：貸借対照表日時点の債券の利回り
- ・ $PBO(i)$ ：割引率 $i\%$ の退職給付債務
- ・ $SC(i)$ ：割引率 $i\%$ の勤務費用

① 線形補間方式

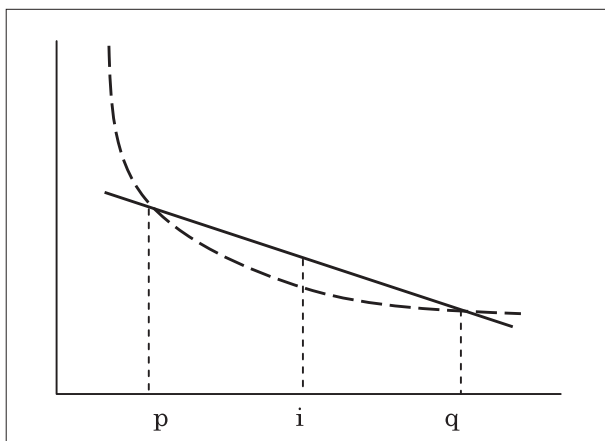
- ・ 割引率 $p\%$ と $q\%$ の退職給付債務をそれぞれ $PBO(p)$ 、 $PBO(q)$ 、勤務費用をそれぞれ $SC(p)$ 、 $SC(q)$ とすると、求める $PBO(i)$ 、 $SC(i)$ は次のようになります。

$$PBO(i) = (PBO(q) - PBO(p)) \times (i-p) / (q-p) + PBO(p)$$

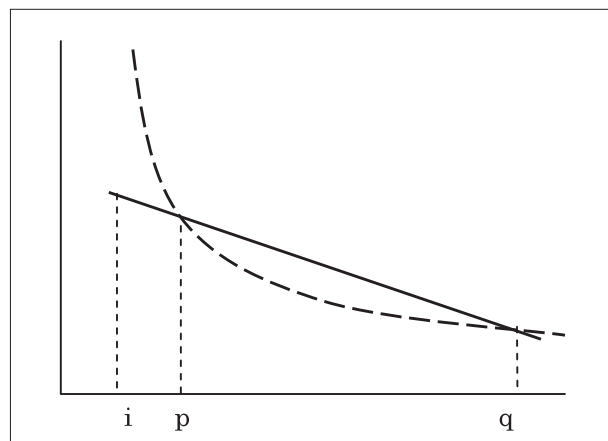
$$SC(i) = (SC(q) - SC(p)) \times (i-p) / (q-p) + SC(p)$$

（ $PBO(p)$ と $PBO(q)$ を直線で結び、その直線上の数値を近似値とするイメージです。）

イメージ図（内分補正）



イメージ図（外分補正）



（上記イメージ図において、縦軸は退職給付債務、横軸は割引率、点線は実際の退職給付債務、実線は補正後の退職給付債務を表しております）

+

【留意点】

- ・異なる複数の計算結果を直線で補間しているため、直感的に捉えやすい補正方法です。
- ・外分補正（補正後の割引率が異なる複数の割引率の外側にある状態）の場合、補正後の数値と実際の数値との乖離が内分補正（補正後の割引率が異なる複数の割引率の内側にある状態）よりも一般的に大きくなります。
- ・異なる複数の割引率の幅が広い場合、補正後の数値と実際の数値との乖離が一般的に大きくなります。

② 対数補間方式

- ・割引率p%とq%の退職給付債務をそれぞれPBO (p)、PBO (q)、勤務費用をそれぞれSC (p)、SC (q) とすると、求めるPBO (i)、SC (i) は次のようになります。

$$PBO (i) = PBO (p) \times \{(1 + p/100) \div (1 + i/100)\}^n$$

$$\text{但し、} n = \log (PBO (p) \div PBO (q)) \div \log \{(1 + q/100) \div (1 + p/100)\}$$

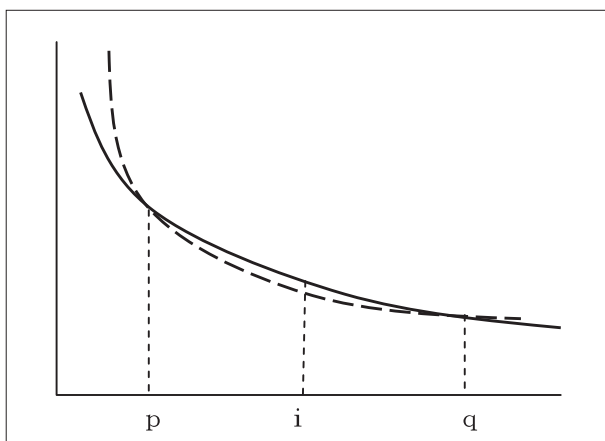
$$SC (i) = SC (p) \times \{(1 + p/100) \div (1 + i/100)\}^m$$

$$\text{但し、} m = \log (SC (p) \div SC (q)) \div \log \{(1 + q/100) \div (1 + p/100)\}$$

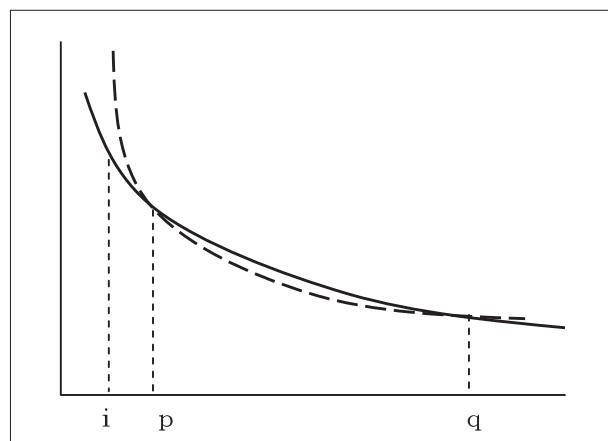
（PBO (p) とPBO (q) を曲線で結び、その曲線上の数値を近似値とするイメージです。）

+

イメージ図（内分補正）



イメージ図（外分補正）



（上記イメージ図において、縦軸は退職給付債務、横軸は割引率、点線は実際の退職給付債務、実線は補正後の退職給付債務を表しております）

退職給付債務等の計算に使用する割引率について

【留意点】

- ・線形補間方式よりも実際の計算結果と補正結果との乖離が少ないことから、精度の高い方式と考えられます。
- ・外分補正（補正後の割引率が異なる複数の割引率の外側にある状態）の場合、補正後の数値と実際の数値との乖離が内分補正（補正後の割引率が異なる複数の割引率の内側にある状態）よりも一般的に大きくなります。
- ・異なる複数の割引率の幅が広い場合、補正後の数値と実際の数値との乖離が一般的に大きくなります。

上記の内容をまとめると次のようになります。

	改正前		改正後
基礎とする債券の利回り	期末前一定期間（概ね5年以内）の変動を考慮した利回りとする事が可能	企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会：平成20年7月公表）	期末時点での債券の利回り
期間	平均残存勤務期間または平均残存勤務期間＋平均年金支給期間		平均残存勤務期間または平均残存勤務期間＋平均年金支給期間
重要性基準	適用可		適用可
異なる割引率による補正	可 ただし、具体的な例示なし		線形補間方式または対数補間方式による補正の例示有

3. 割引率の分布状況について

ご参考として平成18年度～平成21年度の4年間で、実際に弊社に退職給付債務等の計算依頼をいただいた際の割引率の分布状況について表にまとめました。

なお、平成20年7月の会計基準の一部改正により、適用初年度である平成21年度は、弊社より複数割引率での計算を推奨したこともあり、割引率が2パターンの場合でのご依頼が大半を占めるようになりました。そのため、(表1)とは別に割引率の組み合わせの分布状況(表2)を表示しております。(表を作成するにあたり、計算依頼の組み合わせの件数が少ない先等を除外しているため、次頁表が弊社にご依頼いただいた全ての割引率の統計に基づくものとはなっておりません。)

①従来の決定方法に基づく割引率の分布状況

次頁表(表1)における平成18年比率、平成19年比率、平成20年比率はそれぞれ平成18年度～平成20年度までのご依頼に基づくものです。

表を見ていただくとこの3ヵ年においては、割引率分布に大きな変動はありませんでした。2.0%を選択されているケースが最も多く、また1.5%、2.0%、2.5%の3つの計算依頼が全体の80%強を占めていました。

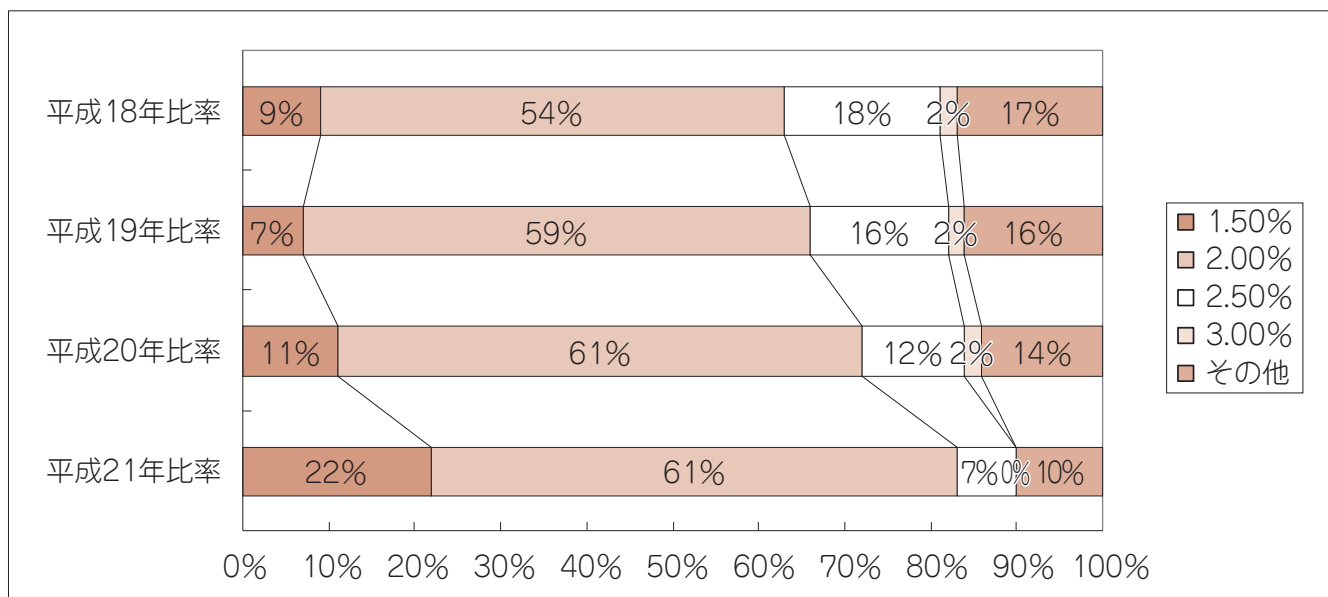
②会計基準改正後の割引率の分布状況

次頁表(表1)における平成21年比率は平成21年度のご依頼に基づくものです。ご依頼の割引率が1パターンの場合((表1))と2パターンの場合((表2))に分けて表にしております。

なお、割引率が1パターンの場合と複数パターンの場合の比率は概ね1:2です。事前の弊社からのご

案内で2つの割引率の幅について 1.0%以内とすることを推奨していたこともあり、割引率2パターンの場合についてはその幅が0.5%または 1.0%がほとんどを占めていました。

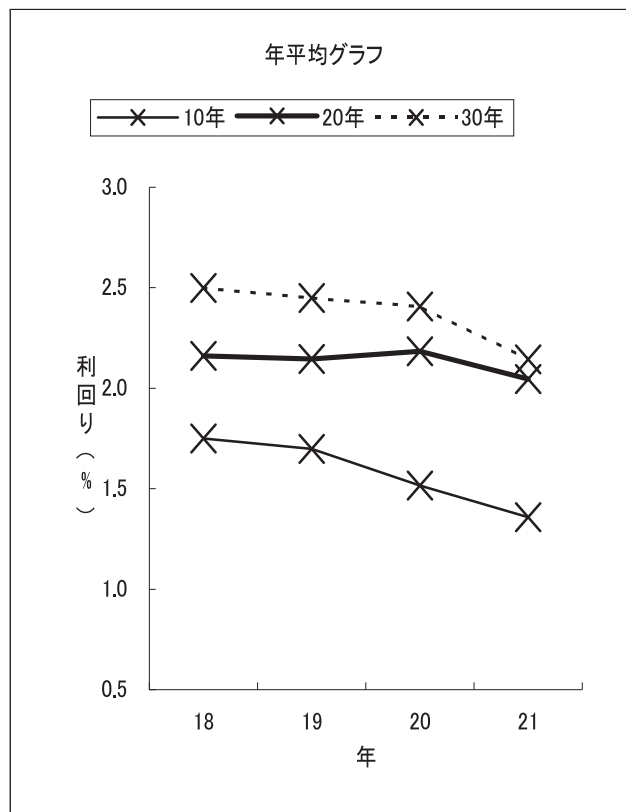
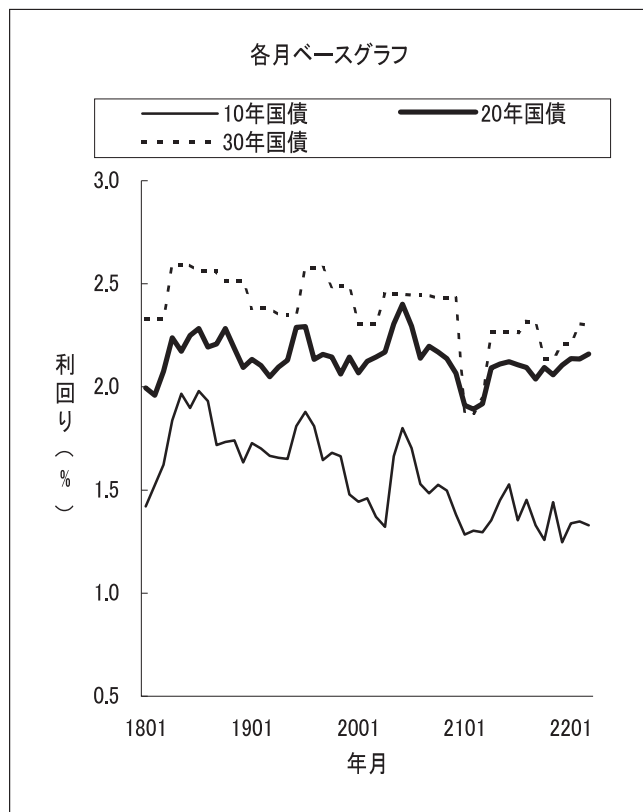
(表 1)



(表 2)

割引率の範囲	比率
1.00%と2.00%	46%
1.50%と2.00%	29%
2.00%と2.50%	9%
1.50%と2.50%	7%
その他	9%

（ご参考）割引率決定の基礎の一つである国債の利回りの推移は下表のようになっています。



4. まとめ

退職給付債務等を計算するにあたり、割引率の決定方法は大変重要なことです。

さらに、今後は国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスを行う過程で、割引率は給付見込期間毎の複数割引率（イールドカーブ）の使用や重要性基準の見直しなども検討されており、これらは退職給付会計に大きなインパクトを与えると考えられることから、ますます割引率の取扱いに関する議論には注意が必要です。

りそなコラム

企業年金基金における予算編成（業務経理編）

第10回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金制度における予算編成資料作成 業務経理編」について、アイウ企業年金基金の事務担当者の「A君」と上司「B事務長」との間のディスカッションです。

B事務長：年金経理の予算は無事に完成できたようだね。お疲れさま。続けて、業務経理の予算を作ってもらわないといけないんだけど、準備は進んでいるかい？

A君：去年の資料は手元に準備しています。りそな銀行のセミナーに出席した際にもらってきた資料も手元にあります。「業務会計」と「福祉事業会計」とがあるようなんです。ようやく年金経

理が終わったと思ったのに、まだ2種類の予算を作らないといけないんですね。大変ですね。

B事務長：福祉事業会計というのは、基金として福利厚生事業を行っていたりする場合に、それに属する取引を管理するものなんだけど、当基金にはそのような事業がないから、業務会計だけでいいんだよ。

A 君：そうなんですね。ああ、よかった。ところで業務会計っていうのは具体的にどのようなものなのですか？

B事務長：業務会計とは、基金の業務運営の費用で、例えば基金の物品購入費、業務委託費、事務局の役員人件費、各種委員会の開催費用等に掛かる費用の取引を管理する会計区分のことだよ。

A 君：わかりました。予算算出内訳書をもとに、予定損益計算書、予定貸借対照表を作っていくんですね。予算算出内訳書は随分と詳細に記入するんですね。

+ B事務長：そうだね。事務運営方法や過去の実績を考慮して、適正な額を計上するんだ。当基金の場合は、独自給付の裁定請求書を送付するための郵便代や、基金だよりの印刷代などがあるので、気をつけて計上しておいて欲しいんだ。

りそなの「予算算出内訳書」記載例には、業務委託費、運用コンサルティング料、年金数理人費等を業務会計から支出する場合に計上することとなっているよね。当基金では、年金経理で計上することになっているので、ここでは数値を計上しなくてもいいんだよ。

ただ、業務会計で支出することも認められており、その場合は予算計上が必要なことを、覚えておいて欲しい。

A 君：わかりました。もし、年度の途中で予算をオーバーしそうになった場合は、どうしたらよいのでしょうか？

+ B事務長：毎事業年度の予算は、代議員会の決議事項になっているから、事務費総額の予算オーバーが見込まれる場合は、事前に代議員会の議決を経て承認を得る必要があるんだよ。また、科目毎で予算オーバーした分は、流用といって、別の勘定科目の予算額を減らして予算総額をあわせていくことになるけど、その場合は、理事長専決処分をして、直後の代議員会の承認が必要なんだよ。（※ご注意）

（※ご注意）企業年金基金によっては内容が異なります。アイウ企業年金基金では、事務費総額の予算オーバーは事前に代議員会議決を経て承認を得ること、また、科目毎での予算オーバーの場合の理事長専決処分は、「理事長専決事項に関する規程」理事長専決事項で、業務経理における事務費の限度内での予算流用の決定できるものとして定めがあるという前提としています。

A 君：年金経理から業務経理への繰り入れはできるのでしょうか？

B事務長：年金経理から業務経理へ繰り入れするには法令上の制限があるんだ。確定給付企業年金法施行規則第111条で、「前事業年度の末日における積立金の額が、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として」年金経理

から業務経理へ繰り入れることができる、と定められているんだよ。しかも、それを行わないと基金の事業の実施に支障を来す場合やその他やむを得ない場合に限りに行うもの、とされているんだ。

A 君：では、期初にたてる予算、特に業務経理に関する予算の数値は重要ということですね。予算に関して準備しないといけない資料は、これだけでよかったんでしょうか？

B事務長：法令上は特に定められていないから、基金ごとの事情によって、用意している資料は違うんだよ。厚生年金基金のときは、「予算総則」や「予算概要表」といった資料も用意していたけど、りそな銀行のセミナーでは、それらはなくてもよくて、「予定損益計算書」「予定貸借対照表」と「事業計画書」の3点があれば十分ではないか、という説明をしていたようだけどね。だから、当基金も、毎年その3点を準備しているんだ。

A 君：そうなんですね。それでは、当基金の場合は、あとは事業計画書を作成したら終了ということになりますね。

B事務長：そういうことだ。あと一息だね。事業計画書の内容は、夏に、決算報告書とあわせて行政へ提出した「事業報告書」の内容とよく似ているから参考にしてみてもどうだろう。それと、あくまでも「基金運営」に最低限必要なものだけが業務会計として認められるものであって、例えば事務局の不正経理と疑われるような予算編成はすべきでない、ということをしっかり頭に入れておくんだよ。

A 君：はい。よくわかりました。早速、準備にかかります。

※「在職老齢年金と高年齢雇用継続給付のポイント(第2回)」は2月号に掲載予定です。ご了承ください。

企業年金ノート No.513

平成23年1月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3381

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。